

『第二版 一級建築士合格戦略 法規のウラ指導』  
(第1版第1刷)

# 正誤表

学芸出版社

過去の解説				
目次	頁	コード	誤	正
01 用語の定義	28	29013	同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400m <sup>2</sup> 及び20m <sup>2</sup> とし、……	同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ400m <sup>2</sup> 及び200m <sup>2</sup> とし、……
02 面積・高さ・階数	43	21021	……その「5項」を誤すと「建ぺい率の規定は、第5項各号のいずれかに該当する建築物については、……	……その「6項」を誤すと「建蔽率の規定は、第6項各号のいずれかに該当する建築物については、……
02 面積・高さ・階数	44	25021	問題コードを「29203」に変更	
		25021	……	……
		原文	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、…… 2. ……第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、……	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、…… 2. ……第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、……
04 建築設備	62	20114	土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。	準防火地域内における地上2階建て延べ面積480m <sup>2</sup> の共同住宅の各戸の界壁を貫通する給水管は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間、当該界壁の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものを使用することができる。
04 建築設備	71	19091	「令129条の2の4」に「建築設備の構造強度」の解説が……	「令129条の2の3」に「建築設備の構造強度」の解説が……
08 申請手続	109	16021	……その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第五号)である。……	……その過半の修繕は大規模の修繕(法2条第十四号)である。……
08 申請手続	123	19094		削除
12 防火地域	197	20134	……原則として、耐火建築物又は準耐火建築物の主要構造部の基準に適合しなければならない。	……原則として、耐火建築物又は準耐火建築物の主要構造部の基準に適合しなければならない。 ただし、これらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物は考慮しないものとする。
12 防火地域	202 203	27181	……また、図に記載されていないものを除き、地域、地区等の制限については……	……また、図に記載されていないものを除き、地域、地区等の制限、耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物については……
		27181	……またがっているため、「法67条」及び「法67条2項」より……を受ける。「法61条」より、「延べ面積が100m <sup>2</sup> を超えているため、……	……またがっているため、「法65条」及び「法65条2項」より……を受ける。「法61条」「令136条の2」より、「延べ面積が100m <sup>2</sup> を超えているため、……

12 防火地域	202 203	27181	……またがっているため、「法67条」及び「法67条2項」より……を受ける。「法61条」より、「延べ面積が100m <sup>2</sup> 以下であるため、……	……またがっているため、「法65条」及び「法65条2項」より……を受ける。「法61条」「令136条の2」より、「延べ面積が100m <sup>2</sup> 以下であるため、……
		27181	……またがっているため、「法67条」より「準防火地域に関する規定」を受ける。「法62条」より、「延べ面積が500m <sup>2</sup> を超え、……	……またがっているため、「法65条」より「準防火地域に関する規定」を受ける。「法61条」「令136条の2」より、「延べ面積が500m <sup>2</sup> を超え、……
		27181	Dは「準防火地域」にあり、「法62条」より、「地階を除く……	Dは「準防火地域」にあり、「法61条」「令136条の2」より、「地階を除く……
13 防火区画	211	23082	……かつ、これに特定防火設備で所定の構造(令112条14項第一号に規定する構造)であるものを設けること。」とわかる。	……かつ、これに特定防火設備で所定の構造(令112条18項第一号に規定する構造)であるものを設けること。」とわかる。
16 道路	259	20142		削除
20 地区計画	431	28204	「令136条の2の5」に「市町村条例として制限を定めることができる内容」について載っており、その「十二号」より「建築物の構造に関する防火上必要な制限は市町村条例として定めることができる。」とわかる。	「法40条」に「地方公共団体の条例による制限の附加」について載っており、「地方公共団体は、特殊建築物について、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して、防火上必要な制限を附加することができる。」とわかる。
22 バリアフリー法	439	24252	土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。	建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。)の建築をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
22 バリアフリー法	453	16222		削除
22 バリアフリー法	454	16221	原文：バリアフリー法23条(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例) ……当該特定建築物に対する建築基準法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(……)とみなす。	原文：バリアフリー法23条(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例) ……当該特定建築物に対する建築基準法第27条第2項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(……)とみなす。

27 消防法	540	26251 問題	延べ面積 120m <sup>2</sup> 、地上 2 階建ての飲食店については、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。	延べ面積 120m <sup>2</sup> 、地上 2 階建ての飲食店については、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。ただし、火を使用する設備又は器具は設けないものとする。
		26251 解説	「飲食店」は「別表 1(三)項口」に該当する「防火対象物」であり、「消防法(令)10 条第二号」より、「別表 1(三)項口に該当する防火対象物で、延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上のものについては、消火器又は簡易消火用具の設置義務が生じる。」とわかる。ゆえに、問題文の場合、「消火器又は簡易消火用具」は設置しなくてもよい。	「飲食店」は「別表 1(三)項口」に該当する「防火対象物」であり、「消防法(令)10 条第一号」より、「別表 1(三)項口に該当する防火対象物で、火を使用する設備又は器具を設けたものは、その規模によらず消火器又は簡易消火用具の設置義務が生じる。」とわかる。また「同条第二号」より、「別表 1(三)項口に該当する防火対象物で、火を使用しない延べ面積 150m <sup>2</sup> 以上のものについては、消火器又は簡易消火用具の設置義務が生じる。」とわかる。ゆえに、問題文の場合、「消火器又は簡易消火用具」は設置しなくてもよい。
		26251 原文	原文：消防法(令)10 条 1 項、3 項(消火器具に関する基準) ……次に掲げる防火対象物 又は その部分に設置するものとする。 …… 二、別表第 1 (一) 項口、(三) 項から (五) 項まで、……に掲げる防火対象物で、延べ面積が 150 m <sup>2</sup> 以上のもの	原文：消防法(令)10 条 1 項、3 項(消火器具に関する基準) ……次に掲げる防火対象物 又は その部分に設置するものとする。 一、次に掲げる防火対象物 イ、…… ロ、別表第 1 (三) 項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備 又は 器具 (……) を設けたもの。 二、次に掲げる防火対象物で、延べ面積が 150m <sup>2</sup> 以上のもの イ、…… ロ、別表第 1 (三) 項に掲げる防火対象物 (前号口に掲げるものを除く。)
条文の捉え方				
目次	頁	当該箇所	誤	正
08 申請手続	139	右段	…… 令 137 条の 19 第 1 項 →用途変更で法 24 条等の規定を準用しない類似用途	…… 令 137 条の 19 第 1 項 →用途変更で法 27 条等の規定を準用しない類似用途
08 申請手続	140	左段	法 87 条の 2	法 87 条の 4

以下太枠内、24181 と 28182 は新規追加しました (挿入か所) 12 防火地域 P201				
24181	防火地域	準防火地域内においては、延べ面積 500m <sup>2</sup> 、地下 2 階、地上 3 階建ての建築物で、各階を診療所（患者の収容施設がないもの）の用途に供するものは、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。		○
	準防火地域 (政令基準建築物)	「法 61 条」「令 136 条の 2 第二号」「告示第 194 号 第 4 第一号イ」より、「準防火地域内では、地階を除く階数が 3 で延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以下の建築物は、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。」とわかる。		
		原文：令和元年告示第 194 号 第 4 第一号イ 第 4 令第 136 条の 2 第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分 及び 外壁開口部設備の構造方法は、次の各号…… 一、準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が 3 で延べ面積が 500 m <sup>2</sup> 以下のもの……次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法 イ、次に掲げる構造とすること。 (1) 外壁は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (i) 準耐火構造 又は 次に掲げる基準に適合する構造であること。 (一) 防火構造であること。 …… (十) 外壁開口部設備は、20 分間防火設備とすること。……		
28182	防火地域	準防火地域内においては、延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 、地上 2 階建ての機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたもので、所定の防火設備を設けたものは、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。		○
	準防火地域 (適用除外)	「法 61 条」「令 136 条の 2 第二号」「告示第 194 号 第 4 第三号、第 2 第二号」より、防火地域又は準防火地域内にある「卸売市場の上家、機械製作工場等」で、主要構造部が不燃材料で造られたもので、所定の防火設備を設けたものは、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。		
		原文：令和元年告示第 194 号 第 4 第三号 三、卸売市場の上家、機械製作工場…… イ、第 2 第 1 項第二号イ 及び ロに掲げる構造方法		
		原文：令和元年告示第 194 号 第 2 第二号 第 2 二、卸売市場の上家、機械製作工場…… イ、主要構造部は、不燃材料で…… ロ、外壁開口部設備は、20 分間防火設備 (令第 137 条の 10 第四号……		

6 ページ以降は『一級建築士合格戦略 法規のウラ指導』に付属していた「—平成 30 年に施行された法改正に対応—本書内容の新旧対応表」の内容と同じ部分です。『第二版 一級建築士合格戦略 法規のウラ指導』（第 1 版第 1 刷）発行時に反映できておりませんでした。謹んで深くお詫び申し上げます。

過去の解説				
目次	頁	コード	誤	正
02 面積・高さ・階数	46	17184 原文	原文：法56条の2 ……建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。	原文：法56条の2 ……建築審査会の同意を得て許可した場合又は……においては、この限りでない。
03 敷地・構造・設備	57 58	17045	削除	
08 申請手続	126	24282	「建築基準法」に基づき、……工事完了後3月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、……	「建築基準法」に基づき、……工事完了後3月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、……
	127	24282 問題	……また「3項」より、「工事完了後3月を超えて当該建築物を存続しようとする場合において……	……また「3項」より、「工事完了後3月を超えて当該建築物を存続させようとする場合において……
		24282 解説	……また「3項」より、「工事完了後3月を超えて当該建築物を存続しようとする場合において……	……また「3項」より、「工事完了後3月を超えて当該建築物を存続させようとする場合において……
08 申請手続		24282 原文	原文：法85条3項 3. 前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続しようとする……	原文：法85条3項 3. 前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続させようとする……
	127	18033 原文	原文：法85条5項 5. 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び……第3章の規定は、適用しない。	原文：法85条5項 5. 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第101条第1項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び……第3章の規定は、適用しない。 6. 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 7. 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
		16055 原文	原文：令108条の3第4項 (耐火建築物の主要構造部)に関する技術的基準) 4. ……及び主要構造部が第1項第二号に該当する建築物……	原文：令108条の3第4項 (耐火建築物の主要構造部)に関する技術的基準) 4. ……及び主要構造部が同項第二号に該当する建築物……
10 耐火構造等	189	16055 原文	原文：令108条の3第4項 (耐火建築物の主要構造部)に関する技術的基準) 4. ……及び主要構造部が第1項第二号に該当する建築物……	原文：令108条の3第4項 (耐火建築物の主要構造部)に関する技術的基準) 4. ……及び主要構造部が同項第二号に該当する建築物……

13 防火区画	213	14082 原文	原文：令114条5項 5. ……同条第20項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。……	原文：令114条5項 5. ……同条第20項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合について準用する。……
15 避難施設	238	14081 原文	原文：令126条の2第2項 2. ……又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第112条第14項第一号イ及びロ並びに……	原文：令126条の2第2項 2. ……又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第112条第13項第一号イ及びロ並びに……
16 道路	252	21141 原文	原文：法42条 (道路の定義) この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m……	原文：法42条 (道路の定義) この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員4m……
16 道路	253	20141 原文	原文：令144条の4第一号、四号(道に関する基準) …… 一、両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する……	原文：令144条の4第一号、四号(道に関する基準) …… 一、両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する……
16 道路	259	13125 原文	原文：法45条 (私道の変更又は廃止の制限) 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、……	原文：法45条 (私道の変更又は廃止の制限) 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、……
17 建築制限	263	20121 原文	…… 原文：令130条の3 (第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅) 法別表第2(イ)項第二号(……)の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの……	…… 原文：令130条の3 (第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅) 法別表第2(イ)項第二号(……)の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの……
17 建築制限	264	22151 原文	原文：令130条の5 (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内に建築してはならない附属建築物) 一、自動車庫で……	原文：令130条の5 (第一種低層住居専用地域等内に建築してはならない附属建築物) 一、自動車庫で……
17 建築制限		15123 解説	「別表2(リ)項」に「商業に建築できない建物条件」が……	「別表2(ぬ)項」に「商業に建築できない建物条件」が……
		15123 原文	原文：別表2(リ)項第二号 二、原動機を使用する工場……	原文：別表2(ぬ)項第二号 二、原動機を使用する工場……

17 建築制限	269	16133 解説	「別表2(ち)項」に「近商に建築できない建物条件」が載っており、その「一号」条件及び「(り)項第三号(三)」条件より、「引火性溶剤……	「別表2(り)項」に「近商に建築できない建物条件」が載っており、その「一号」条件及び「(ぬ)項第三号(三)」条件より、「引火性溶剤……
		16133 原文	原文：別表2(り)項第三号(三)三、(三)、……	原文：別表2(ぬ)項第三号(三)三、(三)、……
17 建築制限	270	21153 解説	「別表2(り)項」に「商業に……	「別表2(ぬ)項」に「商業に……
		21153 原文	原文：別表2(り)項第四号四、……  原文：令130条の9(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)法別表第2(と)項第四号、(り)項第四号及び(ぬ)項第二号……	原文：別表2(ぬ)項第四号四、……  原文：令130条の9(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)法別表第2(と)項第四号、(ぬ)項第四号及び(る)項第二号……
17 建築制限	270	15124 解説	「別表2(ぬ)項」に「準工業に建築できない建物条件」が載っており、その「一号」条件に「環境の悪化をもたらすおそれのないものとして政令で定めるものを除いた工場」とある。その「政令」については「令130条の9の5」に規定されており、問題文の……	「別表2(る)項」に「準工業に建築できない建物条件」が載っており、その「一号」条件に「環境の悪化をもたらすおそれのないものとして政令で定めるものを除いた工場」とある。その「政令」については「令130条の9の7」に規定されており、問題文の……
		15124 原文	原文：別表2(ぬ)項第一号一、次に掲げる事業(特殊の……  原文：令130条の9の5第二号イ(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)二、法別表第2(ぬ)項第一号……	原文：別表2(る)項第一号一、次に掲げる事業(特殊の……  原文：令130条の9の7第二号イ(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)二、法別表第2(る)項第一号……
17 建築制限	270	23163 解説	「別表2(ぬ)項」に「準工業に建築できない建物条件」が載っており……	「別表2(る)項」に「準工業に建築できない建物条件」が載っており……
17 建築制限	271	13135 解説	「別表2(る)項」に「工業に建築できない建物条件」が載っており……	「別表2(を)項」に「工業に建築できない建物条件」が載っており……
		13135 原文	原文：別表2(る)項第四号四、劇場、映画館、演芸場……	原文：別表2(を)項第四号四、劇場、映画館、演芸場……
17 建築制限	271	29154 解説	「別表2(る)項」に「工業に建築できない建物条件」が載っており、……	「別表2(を)項」に「工業に建築できない建物条件」が載っており、……
		29154 原文	原文：別表2(る)項第五号五、学校(幼保連携型認定こども園を除く。)	原文：別表2(を)項第五号五、学校(幼保連携型認定こども園を除く。)
17 建築制限	271	16175 解説	「別表2(る)項」に「工業に建築できない建物条件」が載っており……	「別表2(を)項」に「工業に建築できない建物条件」が載っており……
		16175 原文	原文：別表2(る)項第六号六、病院	原文：別表2(を)項第六号六、病院

17 建築制限	271	14181 解説	「別表2(を)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((る)項)+α((を)項二～八号条件)」であり、これは「(を)項二～八号」条件は、(る)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(を)項二～八号」条件に該当する建物は工業に建築することができる。問題文の「共同住宅」は、「(を)項三号」条件に……	「別表2(わ)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((を)項)+α((わ)項二～八号条件)」であり、これは「(わ)項二～八号」条件は、(を)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(わ)項二～八号」条件に該当する建物は工業に建築することができる。問題文の「共同住宅」は、「(わ)項三号」条件に……
		14181 原文	原文：別表2(を)項第三号三、共同住宅、寄宿舎又は下宿	原文：別表2(わ)項第三号三、共同住宅、寄宿舎又は下宿
17 建築制限	271	16134 解説	「別表2(を)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((る)項)+α((を)項二～八号条件)」であり、これは「(を)項二～八号」条件が、(る)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(を)項二～八号」条件に該当する建物は工業地域に建築することができる。問題文の「老人ホーム」は、「(を)項四号」条件に……	「別表2(わ)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((を)項)+α((わ)項二～八号条件)」であり、これは「(わ)項二～八号」条件が、(を)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(わ)項二～八号」条件に該当する建物は工業地域に建築することができる。問題文の「老人ホーム」は、「(わ)項四号」条件に……
		16134 原文	原文：別表2(を)項第四号四、老人ホーム、……	原文：別表2(わ)項第四号四、老人ホーム、……
17 建築制限	272	14242 解説	「別表2(を)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……	「別表2(わ)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……
		14242 原文	原文：別表2(を)項第六号六、図書館、博物館その他……	原文：別表2(わ)項第六号六、図書館、博物館その他……
17 建築制限	272	15125 解説	「別表2(を)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……	「別表2(わ)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……
		15125 原文	原文：令130条の6の2…… 法別表第2(に)項第三号及び(を)項第七号(……)の規定に……	原文：令130条の6の2…… 法別表第2(に)項第三号及び(わ)項第七号(……)の規定に……
17 建築制限	272	20125 解説	「別表2(わ)項」の「用途地域の指定のない区域に建築できない建物条件」とは、……	「別表2(か)項」の「用途地域の指定のない区域に建築できない建物条件」とは、……
		20125 原文	原文：別表2(わ)項劇場、……	原文：別表2(か)項劇場、……
17 建築制限	272 273	17183 解説	……尚、その政令基準は「令130条の2の3」に載っており……二種住居、工業専用……	……尚、その政令基準は「令130条の2の3」に載っており……二種住居、田園住居、工業専用……
		17183 原文	…… 原文：令130条の2の3第一号……第二種住居地域及び工業専用地域……	…… 原文：令130条の2の3第一号……第二種住居地域、田園住居地域及び工業専用地域……

条文の捉え方				
目次	頁	当該箇所	誤	正
02 面積・高さ・階数	54	左段	3 …… 以下 <b>この項</b> において「老人ホーム等」という。 …… 6 ……又は <b>共同住宅の共用の廊下</b> ……	3 ……以下 <b>この項及び第6項</b> において「老人ホーム等」という。 …… 6 ……又は <b>共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下</b> ……
08 申請手続	138	左段	3 ……当該建築物を存続しようとする、その <b>超えることとなる日</b> 前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。 <b>ただし</b> 、 ……	3 ……当該建築物を存続 <b>させよう</b> とする <b>場合</b> においては、その ……前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。 ……
08 申請手続	139	左段	法 87 条 …… 3 第 3 条第 2 項の規定により <b>第 24 条</b> 、第 27 条、第 28 条第 1 項若しくは ……	法 87 条 …… 3 第 3 条第 2 項の規定により第 27 条、第 28 条第 1 項若しくは ……
10 耐火建築物	191	左段	<b>法 24 条 22 条区域「木造建築物等の特殊建築物」の外壁・軒裏の構造→防火構造</b>	削除
13 防火区画	218	左段 右段	19 ……第 6 項若しくは第 9 項の規定による耐火構造の床若しくは壁、 <b>第 10 項本文</b> 、第 10 項本文 …… ……区画すべき準耐火構造の防火区画 ( <b>15 項</b> ) を ……	19 ……第 6 項若しくは第 9 項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第 10 項本文 …… ……区画すべき準耐火構造の防火区画 ( <b>19 項</b> ) を ……
17 建築制限	279 280		法 48 条 8 項 (田園住居地域) の追加 (挿入) に伴い、別表 2 の解説を修正 → p.11 ~ 12 参照	
17 建築制限	281	右段	…… <b>近隣商業</b> では、( <b>ち</b> ) 項一号に「( <b>り</b> ) 項に掲げるもの」 ……	…… <b>近隣商業</b> では、( <b>り</b> ) 項一号に「( <b>ぬ</b> ) 項に掲げるもの」 ……

17 建築制限 / 「別表 2」の解説 (p.279 ~ 280) の変更点 ⇒ **田園住居地域の追加**

建築制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1
店舗等			①	②	③	○	○	○	○	○	○	注2
店舗等の床面積が150㎡以下のもの			①	②	③	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの				②	③	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの					③	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの						(5)	(5)	○	○	○	(5)	(4)
事務所等				▲	○	○	○	○	○	○	○	注3
事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	
自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	注4
遊戯施設等				▲	○	○	○	○	○	○	○	注5
ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	
カラオケボックス等					○	○	○	○	○	○	○	
麻雀屋、パチンコ屋、射的場					○	○	○	○	○	○	○	
勝馬投票券発売所、場外車券売場等					(5)	(5)	○	○	○	○	(5)	注2
劇場、映画館、演芸場、観覧場					▲	○	○	○	○	○	○	注6
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等							○	▲				注7
公共施設				○	○	○	○	○	○	○	○	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校				○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等				○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等				○	○	○	○	○	○	○	○	
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等				○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等				○	○	○	○	○	○	○	○	
病院				○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等				○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等				○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	注8
税務署、警察署、保健所、消防署等			▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	注9
単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	注10
工場倉庫等				①	①	②	②	③	③	○	○	注11
建築物附属自動車車庫(①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限)				①	①	②	②	③	③	○	○	
倉庫業倉庫								○	○	○	○	
畜舎(15㎡を超えるもの)						▲	○	○	○	○	○	注12
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	注13
危険性や環境悪化のおそれが非常に少ない工場						①	①	①	■	②	②	○
危険性や環境悪化のおそれが少ない工場						①	①	①		②	②	○
危険性や環境悪化のおそれがやや多い工場										○	○	
危険性が大きいか著しく環境悪化のおそれがある工場											○	
自動車修理工場						①	①	②	③	③	○	注15
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量						①	②	○	○	○	○	注16
量が非常に少ない施設									○	○	○	
量が少ない施設									○	○	○	
量がやや多い施設										○	○	
量が多い施設											○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等												都市計画区域内においては都市計画決定が必要

※この表は基準法別表2の補助資料であり、全ての用途・制限について言及したものではありません

- 注 1 非住宅部分の用途制限あり 令 130 条の 3
- 注 2 ①日用品販売店舗、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業店舗。2 階以下  
130 条の 5 の 2  
②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業店舗のみ。2 階以下 令 130 条の 5 の 3  
③2 階以下 (に)項七号  
④物品販売店舗、飲食店を除く。(を)項五号  
⑤特定大規模建築物については、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定により立地可能 都計法 12 条の 5 第 4 項四号  
■ 農産物直売所、農家レストラン等のみ 2 階以下 令 130 条の 9 の 3
- 注 3 ▲ 2 階以下 (に)項七号
- 注 4 ▲ 3,000m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項四号
- 注 5 ▲ 3,000m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項四号
- 注 6 ▲ 客席 200m<sup>2</sup> 未満 特定大規模建築物については注 2 の⑤
- 注 7 ▲ 個室付浴場等を除く
- 注 8 ▲ 600m<sup>2</sup> 以下 (い)項九号・令 130 条の 4
- 注 9 ▲ 5 階以上の部分を除く (は) 項七号・令 130 条の 5 の 4, (に)項七号 ※ (ほ)項四号・令 130 条の 7 の 2
- 注 10 ▲ 300m<sup>2</sup> 以下 2 階以下
- 注 11 ※一団地の敷地内について別に制限あり  
① 600m<sup>2</sup> 以下 1 階以下  
② 3,000m<sup>2</sup> 以下 2 階以下  
③ 2 階以下
- 注 12 ▲ 3,000m<sup>2</sup> 以下
- 注 13 原動機の制限あり (ろ)項二号・令 130 条の 5 の 2, (に)項二号・令 130 条の 6  
▲ 2 階以下
- 注 14 原動機・作業内容の制限あり  
作業場の床面積  
① 50m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項一号, (へ)項二号, (と)項二号 ←危険非常に少  
② 150m<sup>2</sup> 以下 (り)項一号, (ぬ)項二号 ※危険大 = (る)項一号, 危険やや大 = (ぬ)項三号, 危険少 = (と)項三号  
■ 農産物及び農業の生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る
- 注 15 作業場の床面積  
① 50m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項一号, (へ)項二号  
② 150m<sup>2</sup> 以下 (と)項二号カッコ書き  
③ 300m<sup>2</sup> 以下 (り)項一号, (ぬ)項二号カッコ書き  
原動機の制限あり
- 注 16 ① 1,500m<sup>2</sup> 以下 2 階以下  
② 3,000m<sup>2</sup> 以下